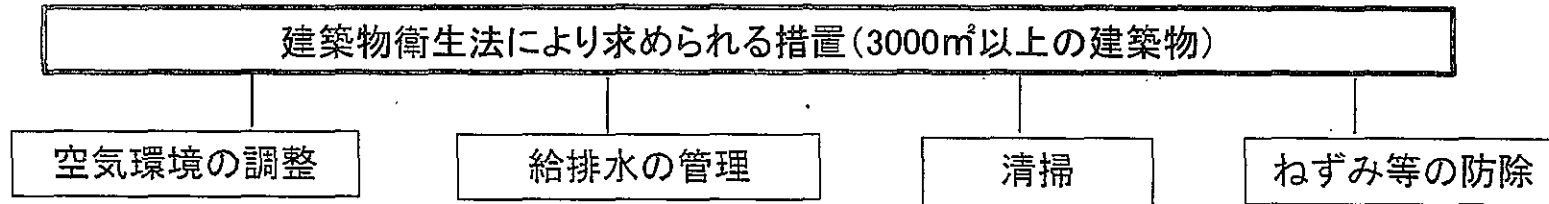


行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく総務省からの勧告(平成23年10月14日)への対応  
建築物衛生法における登録制度等について



建築物における清掃を行う事業を営んでいる者は都道府県知事の登録を受けることができる  
(登録を受けなくても事業を営むことは可能)

【登録制度の趣旨】

- 一定の物的基準、人的基準等を満たす営業所が申請を行い、都道府県知事の登録を受けるもの。
  - ・物的基準の例(建築物清掃業):真空掃除機及び床みがき機を有すること。
  - ・人的基準の例(建築物清掃業):監督者は、職業能力開発促進法に基づくビルクリーニング職種に係る技能検定合格者又は建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者であること。  
従事者は、研修を修了したものであること
- 登録業者は、登録の表示を行うことができる。
- 登録制度により、登録を受けた者について一定の水準を担保する。また、監督者・従事者が定期的に研修を修了することにより、登録業者の能力向上に資する。

○ビルメンテナンス業の適用事業場数等(平成21年度)  
21,399事業場 労働者数1,050,033人

○都道府県登録事業場数(平成21年度)

清掃業 3,746	ダクト清掃業 129	貯水槽清掃業 7,194
排水管清掃業 1,044	防除業 2,607	総合管理業 2,159

## 清掃作業等従事者研修に関する指摘の対応について

### 指摘の概要

建築物内の清掃を行う事業者が都道府県知事の登録を受ける場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2の規定に基づき、清掃作業に従事する者として「清掃作業従事者」を、清掃作業従事者が行う清掃作業の監督を行う者として「清掃作業監督者」をそれぞれ置かなければならないこととされている。

このうち、「清掃作業従事者」の資格を取得しようとする場合には、同法施行規則第25条第3号の規定に基づき、都道府県知事の登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施する研修を修了することが要件とされている。また、当該資格には1年間の有効期間が設けられ、これを更新するためには、毎年、新たに研修を修了することが必要とされている。平成22年11月末現在、22機関が当該研修の実施機関として登録を受け、それぞれ任意に受講料を設定している(最低額2,000円、最高額1万2,000円)。

しかし、当該資格の更新に係る研修の内容をみると、作業従事者としてのマナー等を内容とする作業従事者の心得、ほうきやモップ、床みがき機などの清掃用機械器具の使用法、清掃作業の安全・衛生などの清掃作業に関する基本的な事項となっており、また、資格の取得に係る研修とその内容はほとんど同じものとなっている。

また、同じ清掃作業に関わる清掃作業監督者については、資格の有効期間が6年間に設定され、更新講習については6年ごとに受講すればよいこととされている。

上記のことから、清掃作業従事者については、講習の実施頻度やその在り方について見直す余地があると考えられる。

さらに、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づき、建築物において飲料水の貯水槽の清掃やねずみ等の動物の防除等4つの事業(ダクト清掃作業、貯水槽清掃作業、排水管清掃作業、防除作業)においても、清掃作業従事者と同様に、各作業に従事する者に関する資格制度が設けられており、それぞれ、資格の有効期間を更新するために毎年講習を受講することが義務付けられていることから、それらの講習の実施頻度等についても見直す余地があると考えられる。

### 講習の実施頻度やその在り方について検討が必要

#### 【根拠】

- 有効期間:「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」(平成14年3月26日健衛発第0326001号)  
従事者研修については、原則として1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。
- 研修内容:規則第25条第3号ハ(清掃作業従事者研修)  
清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

## 論点(案):登録業における従事者研修の在り方について

【論点1】 都道府県知事の登録を受けるに当たっての、従事者研修の必要性

➤建築物維持管理業を適切に行うに当たっての、従事者に対する研修を定期的実施することの意義について

- ◆研修の対象者は、登録の対象作業に従事するのであればパートタイマーであっても研修の対象となる。建築物維持管理業については、パートタイマーの占める割合が約60%と高い※1。
- ◆ビルメンテナンス業において、平成22年の年間労働災害被害者数は全国で2,927人(うち死亡者23人)※2である。また、ビルメンテナンス業の度数率(100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数)は2.97であり、他の業種と比較して高い傾向にある(全産業:1.61 建設業:0.69 製造業:0.98 運輸業、郵便業:3.07 卸売業、小売業:2.14)。

※1:公益社団法人全国ビルメンテナンス協会「第41回実態調査(平成22年度)」

※2:厚生労働省「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況(平成22年確定値)」

※3:厚生労働省「平成22年労働災害動向調査(事業所規模100人以上)結果」

【論点2】 従事者研修を必要とする場合の内容等について

➤有効期間

➤具体的な研修内容